

「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

ひまわり農業協同組合

当組合は、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを尊重し、遵守いたします。

また、当組合は、お客様と保証契約を締結する場合や保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき誠実に対応するため、以下のとおり努めてまいります。

1. 法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、経営者保証に依存しない融資の一層の促進のため、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、個人保証の機能を代替える融資手法を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえたくえで検討します。

2. 農業者等との間で保証契約を締結する場合には、どの部分が十分でないために保証契約が必要なのかの具体的な内容、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるかの具体的な内容の説明を含め、主たる債務者と保証人の知識、経験等に応じ、理解と納得を得ることを目的とした丁寧かつ具体的な説明を行います。

また、保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

3. 農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、保証契約の締結時と同様に、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その検討結果について、主たる債務者および保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。

また、事業承継時には、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、本ガイドラインに基づき、必要な情報開示を行ったうえで、保証契約の必要性について、改めて主たる債務者および後継者に対して丁寧かつ具体的な説明を行います。また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断し誠実に対応します。

4. 経営者保証における保証債務を履行する場合には、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案したうえで履行の範囲が定められることについても、丁寧かつ具体的に説明を行い決定します。

以上